

災害時におけるキッチントレーラーによる食料提供に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と一般社団法人キッチントレーラー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチントレーラーによる住民への食料提供について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三条市内で地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等が発生した際に、甲の要請により乙が実施するキッチントレーラーによる炊き出し等の住民への食料提供（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により実施の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が業務の実施に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第6条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第7条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

（平時の連携）

第8条 乙は、日頃からの市民の防災意識向上のため、甲の実施する防災に関するイベント及び甲の要請する賑わい創造の活動に協力するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平時から相互に連絡を取り合うための連絡責任者及び担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段等を互いに通知する。また、これらの事項を変更するときは、直ちに相手方に通知する。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 31 日

甲 新潟県三条市旭町二丁目 3 番 1 号
三条市

代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 新潟県新潟市中央区鳥屋野 416-6
一般社団法人キッチントレーラー協会

代表者

高 橋 英 一